

高鍋町指定暑熱避難施設募集要項

1 目的

本要項は、高鍋町指定暑熱避難施設指定要綱に基づき、熱中症による健康被害の発生を予防することを目的に、町民等が暑さをしのぐ避難場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に関し、施設の募集について必要な事項を定めるものとする。

2 募集施設

町内の民間施設等

3 クーリングシェルター指定の要件

クーリングシェルターは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 冷房設備を備え、適切な室温を維持できること。
- (2) 宮崎県を対象に熱中症特別警戒情報が発表された際に利用者を受け入れることができること。
- (3) 利用者が休憩できる空間及び椅子等を確保できること。
- (4) 施設の所在地、利用可能日時及び受入可能人数を公表できること。
- (5) 利用者の安全が確保されていること。
- (6) 町と「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、その内容を履行できること。

4 申請方法

「高鍋町指定暑熱避難施設指定申請書」（様式第1号）に必要事項を記入し、持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

5 申請先

高鍋町役場 健康保険課 健康推進係（イワケン健康づくりセンター内）

<住所> 〒884-0002 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 5139 番地

<電話> 0983-23-2323 <メール> kenkousuishin@town.takanabe.lg.jp

6 その他

- (1) 申請書を受理後内容の審査を行い、町が適当と判断した場合は協定書を締結し、クーリングシェルターに指定する。施設管理者又は町のいずれかからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
- (2) クーリングシェルターに指定した施設の名称、所在地、開放する曜日・時間帯及び受け入れることが可能であると見込まれる人数は、町ホームページ等を通じて公表する。
- (3) クーリングシェルターに指定された施設は、環境省が作成したクーリングシェルター・マークを掲示することができる。
- (4) 公序良俗に反する場合や、取組の趣旨に適さない場合など、町が不適当と判断した場合にはクーリングシェルターとして指定されない、又は指定を解除する場合がある。
- (5) 申請書の内容に変更が生じた場合は、「高鍋町指定暑熱避難施設変更届」（様式第2号）を、指定を取り下げる場合は、「高鍋町指定暑熱避難施設辞退届」（様式第3号）を町に提出すること。
- (6) クーリングシェルター施設設備に要する経費などについて、町は財政的な支援を行わない。